

令和4年度 大阪府立門真西高等学校 校則（生徒心得）

※一部抜粋

高校生としての心得

高校生としての基本的態度

本校生徒としての自覚にたち、責任ある態度を保ち、個人及び集団社会の一員としての品位の維持と、行動に心がけるとともに互いの人格を尊重しあい、差別のない場を作り、協調と適切な礼儀を重んじ、粗野な言動や暴力は厳につつしまなければならない。

聞くという態度、学習するという態度を常に忘れず、日常生活すべての場において、本校の教育方針に示された内容の具体的な実践を常に心がけることが大切である。

《 一 般 心 得 》

1. 服 装

(1) 校内および通学の際には制服を着用する。

(2) 制服

○男子制服

冬制服…本校指定の紺のブレザー、冬スラックス、ニットセーター、カッターシャツ（白）、ネクタイ

夏制服…本校指定の夏スラックス、半袖カッターシャツ（白）

オプション…本校指定のニットベスト、長袖・半袖カッターシャツ（ブルー）

○女子制服

冬制服…本校指定の紺のブレザー、冬スカート、ニットセーター、カッターシャツ（白）、ネクタイもしくはリボン

夏制服…本校指定の夏スカート、半袖カッターシャツ（白）

オプション…本校指定のニットベスト、長袖・半袖カッターシャツ（ブルー）、
女子のみ 本校指定のスラックス（夏・冬）

※男女とも冬制服と夏制服を組み合わせて着用しても良い。制服以外を組み合わせた着用は認めない。

(3) 行事等の服装について

入学式や卒業式などの儀式的行事等の服装については、男子はネクタイ着用、白カッターシャツ、女子はネクタイもしくはリボン着用、白ブラウスとする。

(4) 防寒着について

防寒着の着用期間については、別途指示する。

※防寒着を着用する場合は、男女ともブレザーを着用し、その上に防寒着を着用すること。

(5) その他

○体操服

夏、冬とも本校指定の体操服を着用する。着用時期は、別途指示する。なお、都合により所定のものが着用できない場合は、事前に担当の先生まで連絡を行うこと。

○くつ

通学ぐつは、運動ぐつまたは革ぐつとする。校舎内では、所定の上履き（定められた色のスリッパ）を使用する。また、体育館では本校指定の体育館シューズを使用すること。

○その他、

指輪、ネックレス、ピアス等、高校生活に不必要な装身具を身につけない、持ってこない。

- (6) 頭髪、服装等の身だしなみは品位の表現である。パーマ・エクステ、毛染、脱色、マニキュア、化粧等、高校生としてふさわしくない行為はしないこと。
- (7) 上履き・下履きの区別をはっきりとし、校舎内では常に定められた上履きを正しく着用すること。どのような場合でも無断で学校のスリッパを使用しないこと。
- (8) 特別な事情により所定の服装を着用できない場合は、学級担任および生徒指導部に届け出て、異装許可書（常に携行）を得ること。

2. 登校・下校

- (1) 始業時刻10分前までには校門を、5分前までには教室に入り、その日の授業に入る態勢を整える。そして所定の時間内に下校する。

- (2) 登・下校は所定の校門および校舎入口より整然と行う。

- (3) 授業終始の時刻

- ① 始業時刻 8時35分

- ② 終業時刻 15時30分

- ③ 下校時刻 17時00分（平日）但し、部活動等で延長が必要な場合は別に定める。

考査・行事等の時は終了後1時間後とする。

- (4) 長期休業日の登校

登校日以外に登校する必要がある場合には、必ず前もって、担当の先生および生徒指導部の承認を得て、学校の指示に従うこと。

3. 礼儀・言葉づかい・態度

礼儀は自己の教養、人格のあらわれである。正しい礼儀作法を身につけるよう常に心がけること。

- (1) 常に自己および他人に対して品位を保つように心掛け、言葉づかい・態度も端正で、品位のあることが望ましい。本校生徒としての体面を汚さないように留意し、言動に対してはすべて責任をもつこと。
- (2) 誰に対しても、親愛の意をもってあいさつし、粗暴野卑な言動はつつしむこと。
- (3) 校内においてはあいさつを励行し、学校への来客に対しても礼をつくし会釈すること。

4. 美化・整理・整とん

常に豊かな公共心をもって、環境の美化、整備を心がけること。

- (1) 校舎を大切にし、毎日の清掃により校舎内外を清潔にし、環境の整備に努める。
- (2) 校舎や器具その他をこわした場合には、生徒指導部に届け出ること。事情によって弁償の責任を負わなければならない場合がある。
- (3) ロッカー・下足室の使用については、次のことに留意すること。
 - ① 自分のロッカーを使用すること。
 - ② 清潔・整理・整とんにつとめる。
 - ③ 学校生活に不要な物品、教科書その他、本来持ち帰るべきものを入れない。
 - ④ 施錠を確実にする。
 - ⑤ 他人のロッカー・錠には手をふれない。
- (4) 授業に不必要な物品は持参しないこと。所持品についてはすべて確実に記名する。

- (5) 所持品その他は各自の責任で保管管理すること。盗難、紛失等の事故が発生した場合は、学級担任あるいは生徒指導部にただちに連絡すること。（拾得物は拾得展示ロッカーに展示する。ただし、現金は除く。）

5. 欠席・遅刻・早退・外出・忌引

時間の遵守は集団社会において最も基本的な約束ごとです。正当なる理由を伴わない欠席、遅刻等は学校では認められません。

- (1) 欠席、遅刻、早退、外出等をする必要が生じた時は学級担任に届出書を提出する。
- (2) 当日、急に欠席する場合には、電話等により必ず学級担任に連絡すること。
- ※遅刻は厳に戒めるべきであるがやむを得ず遅刻した場合には、生徒指導部に遅刻届を提出し、認印を受けた上、それをもって教室に入り、その教科の先生に提出する。

6. 規 律

◎ 校内生活

- (1) 教材器具、机、イス、その他学校用具等の無断使用や無断持出しをしてはならない。必要な時は、係の先生の許可を得て借用し、必ず責任をもって元通りに返却し、報告をすること。
- (2) 電燈のスイッチ、水道栓の取扱いには特に注意すること。
- (3) 廊下、教室で大声を出したり、ボール遊び等や走ったりしないこと。
- (4) 校内における表現行為は、学校教育の目的から逸脱したものであってはならない。
- また、他人の基本的人権に十分に配慮するものでなければならない。従って他人に迷惑をかけたり、プライバシーを傷つけたり、中傷するようなこと、また事実と反する内容は厳に慎まなければならない。

① 携帯電話

携帯電話を学校で使用する際は、マナーを守り、周囲に迷惑にならないようにすること。

また、使用できる時間は、休み時間のみとし、授業中は電源を切り、カバンの中へ閉まっておくこと。 SNS等を利用し投稿する際は、個人のプライバシーに関わることや、肖像権等を十分に考慮して、他人に迷惑をかけたり、傷つけたりすることがないようにすること。

- (9) 授業中の携帯電話の使用は禁止する。

◎ 校外生活

- (1) 通学途上はもちろん、校外生活においても公衆道徳・交通規則を守り、交通事故等を起こさないよう細心の注意をはらうこと。
- 単車等での通学は禁止する。自転車通学については別に定める。
- (2) 不健全な娯楽場、特に未成年者に禁じられている遊戯場等に立ち入らないこと。
- (3) 原則としてアルバイトは禁止する。やむを得ない事情がある者は、保護者の許可を得て事前に学級担任及び生徒指導部に必ず届け出ること。
- (4) 友人宅での外泊は、双方の保護者の承諾を得るとともに、家庭間の連絡が取れるように配慮する。また、外出の際には必ず行先、用件、帰宅時刻等を保護者に連絡しておくこと。

7. そ の 他

- (1) 飲酒、喫煙、薬物乱用等は法律によっても禁じられている。絶対に行わないこと。
- (2) 自転車通学を希望する生徒は入学時、もしくは自転車通学を新たに始める時に、自転車通学許可願を担任を通じて生徒指導部に届け出なければならない。
 - ・ 自転車を利用するものは、学校の許可を受け、ステッカーを車体の定められた場所につけ、定められた自転車置場に必ず施錠をして駐輪すること。
 - ・ 交通事故にあったときは、その場で警察に連絡し、学校に届け出すること。
 - ・ 自転車通学者は、道路交通法等を守り、車や歩行者に十分注意し、自分自身および歩行者等の安全に留意すること。
- (3) 免許証は絶対に取得しないこと。
 - ・ もし家庭の事情などで取得しなければならない場合は、担任に申し出、指導を受けること。
無届けで免許を取得したことが判明した時は、厳重な指導を行う。
 - ・ 免許保有者は学校に届け出をし、免許証を学校に預けること。
(免許証を学校に預けず自動二輪車等の乗車が発見された時は、厳重な指導を行う。)
 - ・ 交通違反、単車通学が判明した時は、厳重な指導を行う。